

# 令和8年度八尾市小規模特認校スポーツ支援業務 仕様書

## 1. 業務の名称

令和8年度八尾市小規模特認校スポーツ支援業務（以下、「本業務」という。）

## 2. 業務目的

本業務は、八尾市立桂中学校、桂小学校、北山本小学校における小規模特認校の特色ある学校づくりとして、①部活動指導業務、②放課後スポーツ教室業務、③体育授業指導業務の3業務を実施するもので、児童生徒の心・技・体の成長に寄与することを目的とする。

## 3. 業務委託期間

令和8年4月1日 から 令和9年3月31日 まで

## 4. 事業に要する経費

業務完了時に支払うこととし、交通費等の一切を含むものとする。

## 5. 業務の概要

### ① 部活動指導業務

桂中学校の部活動のサッカーボール部、バスケットボール部、男女テニス部、バドミントン部、バレー部において、学校との打合せに基づき、部活動の指導を行う。

### ② 放課後スポーツ教室業務

学校との打合せに基づき、桂小学校において放課後スポーツ教室（陸上競技、卓球）を、また北山本小学校において、放課後スポーツ教室（ボールクラブ（サッカー・バスケットボール））を実施する。

### ③ 体育授業指導業務

桂小学校及び北山本小学校において、学校との打合せに基づき、体育授業の指導を行う。

## 6. 部活動指導業務

### （1）実施場所 桂中学校

### （2）実施回数等

業務委託期間中に5部（サッカーボール部、バスケットボール部、男女テニス部、バドミントン部、バレー部）において、各70時間の業務を行うものとする。1回あたり2時間を基本とするが、総時間数の範囲内で、時期により延長・短縮し、1週間に各部において1～2回程度の業務とする。

業務日の設定に関しては、当該中学校と協議するものとする。（但し、毎週水曜日および学校指定日を除く。）

部員数は各部10～20名程度の見込み。

### （3）体制等

指導を行うもの（指導員）を1名以上配置し、指導員は学校における当該部活動顧問と連携し、以下の業務を進めるものとする。

- ① 指導内容や指導方法について、部活動顧問との事前の打合せ。
- ② 部活動顧問と協力した効果的なチーム・ティーチング。
- ③ 部員への実技指導。
- ④ 練習等の計画作成。
- ⑤ 要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援、対外試合等の引率補助、義務審判等の大会運営業務。
- ⑥ 上記業務内容に付帯する業務及び関連業務。

## 7. 放課後スポーツ教室業務

(1) 実施場所 ①桂小学校 ②北山本小学校

(2) 実施内容・回数等

実施場所	内容	部	回数	特記
①桂小学校	陸上競技教室	低学年の部	27回	
		高学年の部	(両部同時開催)	
	卓球教室	低学年の部	27回	
		高学年の部	(両部同時開催)	
②北山本小学校	ボールクラブ 教室	低学年の部	40回	
		高学年の部	40回	

※各部の参加人数は最大 20 名を見込む

※開催頻度は、桂小学校は各教室 1 週間に 1 回程度、北山本小学校は 1 週間に 2 回程度

※業務日、スポーツ教室の内容等の詳細に関しては、当該校と協議するものとする。

(3) 体制等

各教室に配置する指導員に、主担者 1 名、補助者 1 名以上の 2 名以上を置き、主担者は学校と連携し以下の業務を進めるものとする。

- ① 参加者の募集。
- ② 指導計画の作成と教育委員会への提出。
- ③ 参加者への実技指導。
- ④ 事故の未然防止及び事後対応等の安全管理の確立。
- ⑤ 業務に関する報告書の作成。
- ⑥ 上記業務内容に付帯する業務及び関連業務。
- ⑦ 参加者へのアンケート調査。

## 8. 体育授業指導業務

(1) 実施場所 ①桂小学校 ②北山本小学校

(2) 実施内容・回数等

業務日の設定に関しては、当該学校と協議するものとする。

①桂小学校

1 回あたりを 45 分とし、業務委託期間中に 1 ~ 6 年生 (6 クラス) のそれぞれに 40 回、計 240 回の業務を行うものとする。

②北山本小学校

1 回あたりを 45 分とし、業務委託期間中に 1 ~ 6 年生 (6 クラス) のそれぞ

れに低学年の部（1・2年生）で13回、中学年の部（3・4年生）で13回、高学年の部（5・6年生）で14回、計80回の業務を行うものとする。ただし、各部における対象学年の実施回数の振り分けは学校と協議するものとする。

### （3）体制等

指導員を1名以上配置し、以下の業務を進めるものとする。また、指導員は、当該学校教員と連携し、主となり体育授業を行うこと。

- ①指導内容や指導方法について、教員との事前の打合せ。
- ②教員と協力した効果的なチーム・ティーチング。
- ③児童への実技指導。
- ④指導計画の作成。
- ⑤要請に応じ、教授手法等についての教員に対する助言等の支援。

## 9. 指導員に関する留意事項

### （1）指導員の服務

指導員は、次の各号の事項を遵守しなければならない。

- ①教育委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしないこと。
- ②業務遂行中、宗教活動又は政治活動を行わないこと。
- ③業務遂行上、知り得た秘密を漏洩しないこと。その職を退いた後も同様とする。
- ④業務遂行にあたって、いかなる体罰も行わないこと。
- ⑤学校教育に相応しい態度をとること。
- ⑥教育者として相応しい服装を着用し、身だしなみを整えること。
- ⑦学校管理運営上支障が生じる行為をしないこと。
- ⑧そのほか職務遂行上、必要な事項については、教育委員会及び当該学校長の指示に従うこと。

### （2）就業管理及び検査

- ①当該学校長は、指導員の管理台帳を備え付け、令和7年度末に就業状況等を教育委員会に報告し、教育委員会はその就業状況を、令和7年度末に委託事業者に通知する。
- ②事業者は、前号の通知を受けたときは、令和8年3月31日までに、請求書及び業務完了届を教育委員会に提出する。
- ③教育委員会は、前号の提出を受けたときは、業務の遂行を確認するための検査を行い、検査に合格したときは、請求書を受理した日から30日以内に委託事業料を支払うものとする。
- ④委託業務に係わるすべての経費（指導員の健康管理に係る経費・通勤及び出張に係る経費等一切を含む）は、事業者の負担とする。

### （3）その他の留意事項

- ①事業者は指導員にあらかじめ胸部レントゲン撮影等健康診断を実施の上、診断書において健康であることを確認すること。
- ②事業者は、業務全般について、誠意と責任をもって遂行すること。

## 10. 委託事業者の責務

- ①事業者は、法令等を遵守しなければならない。

- ② 事業者は、教育委員会及び学校の信用を失墜するような行為をしてはならない。
- ③ 事業者は、業務の遂行に際して、宗教活動または政治活動を行ってはならない。
- ④ 事業者は、業務中に知り得た情報についての守秘義務を負う。また、本契約終了後においても同様とする。
- ⑤ 事業者は、業務に対し学校教育に相応しい態度で臨み、また学校管理運営上、支障が生じる行為を行ってはならない。
- ⑥ 事業者及び指導員の故意または過失により第三者及び学校の建物及び備品等に損害が生じた場合は、委託事業者の責任として速やかに原状回復し、損害が生じた場合は賠償義務を負う。
- ⑦ 教育委員会は、指導員に服装、言葉遣い及び児童、生徒、教職員等への応対等について問題がある場合は、委託事業者に対し、改善を求めることができる。派遣元は改善要求に速やかに対応すること。

## 1 1. 安全管理

- ① 事業者は、緊急時の連絡・対応の迅速性を図るための体制をあらかじめ教育委員会に報告する。
- ② 部活動指導業務、及び体育授業指導業務において事業者は、事件、事故及び災害等（以下、「事故等」という。）の発生時には、教育委員会及び当該学校と連携し、積極的に対処すること。
- ③ 放課後スポーツ教室業務において事業者は、あらかじめ危険を防止する措置を講じること。また、事故等の発生時には迅速かつ的確に対処するとともに、教育委員会及び保護者に直ちに連絡するとともに、速やかに事故報告書を提出しなければならない。なお、事業者は、事業実施上の瑕疵により、対象者やその保護者、その他の第三者に損害を与えた場合はその損害を賠償する。そのため、事業者は傷害保険等必要な保険に加入しなければならない。
- ④ 業務に關し、苦情または業務に支障が生じた場合は、対応を行い、教育委員会に報告すること。

## 1 2 法令順守

### （1）個人情報の保護

この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、関係法令の規定及び次の事項を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

- ① 事業者は、この契約による業務に關して知り得た個人情報の内容を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。
- ② 事業者は、この契約による業務を処理するため個人情報を取り扱う場合は、その取扱いにより個人の権利利益を侵すことのないよう最大限努めなければならない。

### （2）不当介入に対する措置（八尾市契約関係暴力団排除措置要綱）

- ① 事業者が契約履行にあたり、暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、八尾市暴力団排除条例第9条第2項に基づき、速やかに教育委員会に報告するとともに、警察への届出をすること。

- ② 上記①の報告義務を怠ったと認められるときは、指名停止措置を行うものとする。
- ③ 事業者が上記①の不当介入を受け、上記①の規定に従い適切な報告、届出又は指導を行ったと認められる場合に限り、必要に応じて、履行期限の延長等の措置を講じることはできる。

### 13. その他

- ① 本業務の遂行のために教育委員会が提供した資料、データ等は本業務以外の目的で使用しないこと
- ② 仕様書に定めのないもの、その他業務の実施について疑義が生じた場合は、その都度、教育委員会と事業者で協議の上、決定するものとする。